

調 査 概 要

生活圏形成に向けたガイドライン作成のための検討業務

1. 調査内容

日常生活において人が移動する市町村境を越えた圏域の広がりを「生活の場＝生活圏」としてとらえ、21世紀にふさわしい生活圏の実現に向け、地域生活者の視点に立って、自立的かつ発展性のある、地域の特性を活かした圏域形成のあり方などを整理することを目的に、「21世紀生活圏研究会」を設置し、総務省の「定住自立圏構想」との連携をはじめ各省の連携及び協力も得て検討を進めてきたところ。

本調査は、生活圏の形成を進めるに当たって課題となる、圏域における生活機能の確保、地域資源の活用、これらを支える社会資本の整備・管理等について、地域の実態調査等を踏まえた検討を行い、取り組みの基本的な考え方を整理する。

2. 調査成果

上記、研究会での議論を踏まえつつ、これまでの検討を精査し、生活圏の形成に取り組むにあたっての留意点を整理した。

留意点においては、生活圏を“地域に暮らす人々が生活サービス機能を共有し生活の土台としている圏域、地域の資源や特色を活かした将来の姿を共有すべき圏域”と定義し、生活圏の形成における視点を下記のとおり整理した。

【生活圏形成の視点】

- ①生活サービス機能の確保
- ②地域資源の活用
- ③効率的・効果的な社会資本の整備・維持管理・更新
- ④地域を担う人材の育成と活用

また、それぞれの視点において取り組むべき施策について具体例とともに分析した。更に、地域における主体的な取組の参考となるよう、医療の広域連携や地域公共交通の確保等、地域における取組事例として25事例を収集・整理した。

3. 活用方法

地域が、生活圏形成の意義・考え方などについてより一層理解を深め、主体的に生活圏を形成し持続的に発展していくことを期待し、自治体をはじめとした地域の関係者が生活圏の形成に主体的に取り組むにあたり参考としていただくため、「留意点」を各地方整備局に事務連絡（平成22年3月31日付）で周知（各地方整備局から試行調査地域に周知）するとともに、「留意点」のポイントを平成22年3月31日にホームページに掲載。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/sosei_region_fr_000003.html

4. 担当連絡先

国土交通省 総合政策局 事業総括調整官室
TEL (03) 5253-8111 (内線24-524)